

社援保発 0825 第 1 号
年管管発 0825 第 2 号
令和 5 年 8 月 25 日

各 都道府県・市町村
 民生主管部（局）長
 国民年金主管部（局）長 殿
各 地方厚生（支）局
 年金調整（年金管理）課長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公印省略）
厚生労働省年金局事業管理課長
（公印省略）

令和 5 年度における年金生活者支援給付金制度の円滑な請求手続の実施等に
係る留意点について

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）に基づく年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）の支給事務^{※1}を行う日本年金機構（以下「機構」という。）では、令和 5 年度に新たに給付金の支給対象者となる方に対しては支給に関する関係書類を送付することとしているが、被保護者に確実に給付金を支給するため、下記のとおり、給付金の請求手続及び保護費への反映処理の取組を実施する上での留意点をまとめたので、各都道府県、市町村の民生主管部（局）長におかれては、管内保護の実施機関に対して周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨申し添える。

記

1. 送付される関係書類

令和 5 年度に新たに給付金の支給対象となる方に対して、簡易な給付金請

求書（はがき型）（別添１）を送付することとしている（すでに給付金を受給している方については新たな手続は不要）。具体的には、主として以下の区分に応じて関係書類が送付される。

- ・ 令和５年４月１日時点で基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方（以下「簡易な給付金請求書（はがき型）対象者」という。）

機構から、令和５年９月１日以降順次、簡易な給付金請求書（はがき型）^{※２}を、年金関係の通知をお送りしている住所へ送付することとしている。

- ・ ６５歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方（以下「老齢基礎年金新規請求者」という。）

機構から、６５歳の誕生月の約３カ月前に、Ａ４サイズの給付金請求書（以下「給付金請求書」という。）が、年金請求書と同封して送付される。

- ・ 障害基礎年金又は遺族基礎年金を新規に請求する方
当該者からの請求により年金請求書にあわせて機構から給付金請求書が送付される。
- ・ その他の方（例：特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合（私学事業団を含む。以下同じ。）へ基礎年金を請求する方^{※３}等）

受給する年金に応じた給付金の案内等が送付される。

※１ 給付金は毎年、前年の所得等に基づく支給判定を行い、当該支給判定に基づく支給対象期間は、１０月から翌年９月までとなる。

※２ 簡易な給付金請求書（はがき型）に氏名等を記入し、目隠しシールと切手を貼って郵便ポストへ投函することにより請求手続を行う。

※３ 共済組合へ基礎年金の請求書を提出する方としては、以下が想定される。

- ・ 共済組合のみに加入していた方が老齢基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合
- ・ 共済組合に加入していた方が、加入期間中に初診日がある病気やケガにより障害基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合
- ・ 共済組合に加入していた方が亡くなった場合に、当該加入者の遺族が遺族基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合

これらを受けて、簡易な給付金請求書（はがき型）対象者、老齢基礎年金新規請求者、障害基礎年金又は遺族基礎年金の新規請求者等（以下「簡易な給付金請求書（はがき型）対象者等」という。）は、それぞれ簡易な給付金請求書（はがき型）又は給付金請求書（以下「簡易な給付金請求書（はがき型）等」という。）を機構に提出することが必要となる。

2. ケースワークにより簡易な給付金請求書（はがき型）等が届いたことを確認した場合の対応

日頃のケースワークにおいて、被保護者に対して、簡易な給付金請求書（はがき型）等が封入された封筒（別添2）が届いていることを確認した場合は、

- ① 封筒の中身が、給付金を受け取るための大切なお知らせであり、本人が内容を十分に確認する必要があること
- ② 給付金を受け取るためには、同封されている簡易な給付金請求書（はがき型）に氏名等を記入し、目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函する必要があること、また、簡易な給付金請求書（はがき型）についてはなるべく記載の締切日までに届くよう提出すること
- ③ 不明点等については、「給付金専用ダイヤル」又はお近くの年金事務所に相談可能であること（別添3のリーフレットの電話番号を参照）を説明されたい。

なお、簡易な給付金請求書（はがき型）については、記載の締切日までに提出しなかった場合も手続きは可能であるが、令和6年1月4日までに届くように提出しなかった場合、給付金は令和6年2月分以降からの支払いとなり、令和5年10月分から令和6年1月分までの給付金は受け取ることが出来ないので、その点を留意しつつ、早期に提出するよう促されたい。

3. 給付金の取扱い

生活保護制度においては、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第4条第1項に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としており、生活保護の実施に当たっては、年金・手当等の公の給付を含む資産を活用することが前提となっている。

このため、保護の実施機関においては、給付金の受給権を得る被保護者が確実に給付金の請求手続を行えるよう、必要な助言指導を行う必要がある。

給付金対象者である被保護者が、その活用を怠り、又は忌避していると認められるときは、保護の実施機関においては、当該被保護者に対して、法第4条第2項に規定する他法他施策活用の原則について十分に説明し、給付金の手続を行う必要性につき理解を得られるよう助言を行うとともに、給付金の手続を支援するなど配慮されたい。

4. 給付金の保護費への適切な反映について

給付金の保護費への反映にあたっては、「年金生活者支援給付金制度の施

行に伴う円滑な請求手続及び保護費への反映処理を実施するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について」(令和元年8月22日社援保発0822第2号・年管管発0822第2号厚生労働省社会・援護局保護課長・同年金局事業管理課長連名通知)のⅡ及び「年金生活者支援給付金の支給決定情報にかかる留意点と保護費への反映について」(令和元年11月6日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡)の2及び4を参照の上、適切に行われたい。なお、簡易な給付金請求書(はがき型)対象者に係る令和5年度分の給付金の支給は、令和5年12月から順次開始されるが、当該者の給付金の支給決定額(月額)等の情報は、マイナンバー情報連携により市町村が機構に対し、照会することが可能であるため、給付金を保護費の支給に適切に反映するよう適宜活用されたい。

(参考)

年金生活者支援給付金制度の概要等については、以下の厚生労働省ホームページを参照されたい。

<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkyuufukin/index.html>

別添1：簡易な給付金請求書(はがき型)

別添2：簡易な給付金請求書(はがき型)封筒

別添3：簡易な給付金請求書(はがき型)同封リーフレット

年金生活者支援給付金請求書

←二次元コードは、事務処理で使用するため、汚さないでください。

年金生活者支援給付金を請求します。

提出日 令和 年 月 日

氏名 (フリガナ)	電話番号		
	[見本]		
基礎年金番号	生年月日	種別 コード	

基礎年金番号

令和5年12月支払いのため
令和5年9月29日
までに届くよう投函してください

上記の期限を過ぎてご提出されると、お支払いが令和6年1月以降となる場合があります

支援給付金見込額 (月額)	円
給付金種別	年金生活者 支援給付金

詳細は、裏面をご確認ください。

切り離してご提出ください

※上記の太枠内を必ずご記入ください。

◎ 日本年金機構では、市町村から請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報の提供を受けて、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。（所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。）

2309 1018 002

このはがきは、あなたの年金に上乗せして支給される年金生活者支援給付金を受け取るための請求書です。

年金生活者支援給付金を受け取るためには、この請求書の提出が必要となりますので、速やかにお手続きをお願いします。
年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

- 年金生活者支援給付金の見込額（月額）は裏面のとおりです。
- ※実際に支給される年金生活者支援給付金額は、この見込額（月額）と異なる場合があります。
- ※見込額欄が「*」で表示の方には、審査後に決定通知書等でお知らせいたします。

ご記入の際は、
同封の「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内」をご覧ください。

〒	住所	氏名
	〒	姓 名
	姓 名	

（切り取り線）

郵便はがき

119-0182

杉並南郵便局留

【東京都杉並区高井戸西3-5-24】

日本年金機構 行

カスタマバナーコード

お手数ですが
63円切手をお貼りください。

年金生活者を支援する給付金を
受け取るための大切なお知らせです。

料金後納
郵便



重要手続き書類在中

開封前に、もう一度宛名をご確認ください。
他人宛の郵便物が届いた場合は、開封せず、郵便物の
表面に「誤配達」と表記して郵便ポストに投函してください。



日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

⚠ 開封前に、もう一度宛名をご確認ください。

他人宛の郵便物が届いた場合は、お手数をおかけしますが、開封せずに郵便物の表面に
「誤配達」と表記して、郵便ポストに投函してください。

あなたは年金生活者支援給付金を受け取る
ことができます。
給付金を受け取るために、この封筒の中
に入っている請求書をご提出ください。



※ このマークは、音声コードです。
このお知らせの内容を音声で
聞くことができます。

『日本年金機構ホームページ』

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

二次元
コード

2309 1018 003

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

(令和5年度)

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

- ✓ 本案内は年金生活者支援給付金を受け取ることができる方に、ご案内しています。
- ✓ 同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に、必要事項をご記入の上、はがきに記載している期限までに届くようご提出ください※1。

■ 請求手続きの流れ

① 同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を切り取り線に沿って切り離し、氏名などを記入

② 目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函

- ・ 審査結果の通知が到着
- ・ 支給決定の場合は、お支払い月の上旬に、振込通知書が到着

③ 年金と同時に、年金生活者支援給付金を受給※2

【ご注意ください】

- ※1 はがきに記載している期限までに請求書が届くようにご提出いただけなかった場合も手続きは可能です。ただし、令和6年1月4日までに請求書が届かなかった場合、請求した月の翌月分からのお支払いとなり、令和5年10月分から令和6年1月分までの年金生活者支援給付金は受け取れません。
- ※2 年金生活者支援給付金のお支払いは、2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

ご不明な点がございましたら、『給付金専用ダイヤル』または年金事務所へお問い合わせください。

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）

はがき（年金生活者支援給付金請求書）の書き方と見方

■ 記入例

年金生活者支援給付金請求書		二次元コード	① コードは、事務処理で使用の、汚さないでください。
年金生活者支援給付金を請求します。		提出日	令和 5年 XX月 XX日
氏名	② 姓 名 太郎 太郎	③ 電話番号	④ 03-9999-XXXX
基礎年金番号	9999-999999	生年月日	昭和30年1月1日
		種別コード	1

※上記の太枠内を必ずご記入ください。

◎ 日本年金機構では、市町村から請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報の提供を受けて、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。（所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。）



- ① 下記②～④をすべてご記入ください。
 - ② はがきの宛名に記載のある氏名をご記入ください。
 - ③ 提出する日をご記入ください。
 - ④ 日中連絡のとれる電話番号をご記入ください。

② 請求書を切り取り線に沿って切り離してください。

③ 同封の目隠しシールを、請求書にお貼りください。

④ 切手を貼り、郵便ポストへご投函ください。

※ はがき（年金生活者支援給付金請求書）は折り曲げたり、目隠しシール以外のシール等を貼ったりしないでください。

■ 年金生活者支援給付金の見込み額

〒168-8505 杉並区 高井戸西 3-5-24 給付金 太郎 様	基礎年金番号	
	令和5年12月支払いのため 令和5年9月29日 までに届くよう投函してください	
	支援給付金見込額（月額）	X,XXX 円
	給付金種別	老齢 年金生活者支援給付金

- 赤枠の見込額（月額）は、令和5年8月時点で受給している年金をもとに算出しています。
- ※ 現在、受給している年金の種類や保険料納付済期間等により、実際に受け取ることができる給付額は、この見込額と異なる場合があります。また、見込額欄が「*」で表示の方には、審査後に決定通知書等でお知らせいたします。

○ 給付額の計算方法は、裏面をご覧ください。

お問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ！

『給付金専用ダイヤル』： 0570-05-4092（ナビダイヤル）※

050 から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-5539-2216

※ ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。なお、通話料金定額プランの対象外となります。

<受付時間>

月曜日 午前 8:30 ～ 午後 7:00 * 月曜日が祝日の場合、翌開所日は午後7:00まで。
火～金曜日 午前 8:30 ～ 午後 5:15 * 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は
第2土曜日 午前 9:30 ～ 午後 4:00 ご利用いただけません。

○ お問い合わせの際は、はがき（年金生活者支援給付金請求書）をご用意ください。

（注）間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

支給要件と給付額の計算方法

※本パンフレットに記載の給付額等は令和5年8月時点の金額です。

給付金種別が「老齢」の方

■ 支給要件 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金※¹を受けている
- ② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 前年の年金収入金額とその他の所得の合計が878,900円以下である※²

※¹ 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※² 前年の年金収入金額とその他の所得の合計が778,900円を超え878,900円以下の方には、「補足的老齢年金生活者支援給付金」が支給されます。

■ 給付額

給付額は、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります。

① 保険料納付済期間に基づく額（月額）※¹
= 5,140円 × 保険料納付済期間※² / 480月※³

② 保険料免除期間に基づく額（月額）
= 11,041円※⁴ × 保険料免除期間※² / 480月※³

※¹ 補足的老齢年金生活者支援給付金が支給される場合の給付額は、①と②の合計額ではなく、①に（878,900円－前年の年金収入金額とその他の所得の合計額）÷ 100,000円を乗じた金額となります。

※² 給付額の算出のもととなった保険料納付済期間や保険料免除期間は、お手持ちの年金証書や支給額変更通知書等で確認できます。

※³ 昭和16年4月1日以前に生まれた方は、生年月日に応じて480月を短縮します。

※⁴ 保険料免除期間に乗じる金額は、毎年度の老齢基礎年金の改定に応じて変動します。

・昭和31年4月2日以後生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,041円（老齢基礎年金満額（月額）の1/6）、保険料1/4免除期間は5,520円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）となります。

・昭和31年4月1日以前生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,008円、保険料1/4免除期間は5,504円となります。

給付金種別が「障害」の方

■ 支給要件 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 障害基礎年金※¹を受けている
- ② 前年の所得が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円※²」以下である

※¹ 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※² 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

■ 給付額

- 障害等級が1級の方：6,425円（月額）
- 障害等級が2級の方：5,140円（月額）

給付金種別が「遺族」の方

■ 支給要件 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 遺族基礎年金を受けている
 - ② 前年の所得が「4,721,000円 + 扶養親族の数 × 38万円※」以下である
- ※ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、
特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

■ 給付額

○ 5,140円（月額）

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,140円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

留意事項

■ 請求手続き

- ・ 市町村から提供を受ける所得情報により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているか判定していますので、原則、課税証明書等の添付は必要ありません。
- ※ 所得情報を確認できない場合など、提出をお願いする場合があります。
- ※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。
- ・ 支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。
- ・ 支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金 不該当通知書」をお送りします。

■ 給付額の改定

- ・ 給付額については、毎年度、物価の変動による改定（物価スライド改定）が行われます。
- ・ 給付額を改定した場合は「年金生活者支援給付金 支給金額改定通知書」をお送りします。

■ 年金生活者支援給付金が支給されない場合 ※このご案内をお送りした方も同様です。

- ・ 次の①～③のいずれかの事由に該当した場合、年金生活者支援給付金は支給されません。
 - ① 日本国内に住所がないとき
 - ② 年金が全額支給停止のとき
 - ③ 刑事施設等に拘禁されているとき
- ・ ①または③の場合は必ず届出が必要となりますので、『給付金専用ダイヤル』または年金事務所にご相談ください。

■ 世帯構成が変更になった場合等

- ・ 所得等の要件により不該当となった方でも、世帯構成の変更や所得の更正等により支給要件に該当した場合は、あらためて請求書をご提出いただくことで年金生活者支援給付金を受給することができますので、お早めにご相談ください。

■ ご記入が困難な場合

- ・ 請求書の氏名などを自筆でご記入いただくことが困難な場合には、代理人がご本人の氏名などをご記入いただけます。